



令和7年
4月1日
第69号
発行
内外政治
研究 G
代表 宮田修一

経団連が指摘する旧姓通称使用の「トラブル事例」

副会長が「我々の資料が追いついていない」「お詫びしたい」

選択的夫婦別姓派による導入推進に向けた主張は、国会や自民党内での議論が活発化するにつれ、さまざまな矛盾をさらけ出しています。

自民党の「氏制度」のあり方に関する検討ワーキングチーム（WT）は2月以降、関係者を招致してヒアリングをしています。

経団連については、昨年6月に選択的夫婦別姓制度導入の「提言」を行なった際に示した旧姓の通称使用の「トラブル事例」について国会議員から訂正を求める意見が出たということです。

関係者によると、注目されたのは副会長の永井浩二氏（野村ホールディングス会長）の発言です。永井氏は「我々に反省すべき点がある。各省の努力もあり旧姓併記が徐々に進んでいるが、我々の資料が追いついていない部分があった点につ

「経団連がやるべきことある」の指摘にも「おっしやる」とおり」

また、銀行口座やクレジットカードなど、経団連自身がやれば解決できる問題はあるとの指摘には、「『経団連でももつとできることがあるだろう』という点についてはおっしやる通り」と認めたということです。

これとは別に、各省庁は自民党に配布した資料で、例えば、「契約書のサインがビジネスネー（旧姓）では認められないことがある」との主張には、「ビジネスネームで契約しても契約の効力に何ら問題はない」（法務省）と反論。「民間企業での改姓手続きの届け出では情報取り扱いの保護範囲が不明

瞭」との主張には、「民間で取り組むべき課題」と一蹴しています。また、空港での旧姓併記のトラブルについても「これまでのところ在外公館からの報告はない」（外務省）と否定しています。

旧姓併記で英語圏外の警備員に5分の足止め!?

関係者によると、この日のWTでは、経団連の女性担当者が、身分証として使う旧姓併記のパスポートについて、「英語圏ではない日本の制度を知らない国の警備員に日本のルールを理解してもらおうのは時に困難を極める」と主張。「きちんと説明すれば大抵の場合許可がおりるが、取引先との出張とか、団体行動の場では5分10分の足止めであったとしても、自分のせいで足止めさせてしまうのは非常に情けなく申し訳ない」と強調したと言います。これは、制度と言うよりも、現場での運用や技術的な問題であり、こうした例を夫婦別姓の立法事実（法律の必要性や根拠）に使うには、いくら何でも無理があります。

内閣官房参与「制度創設後に」

皇族の養子になる方の意思確認

国会は3月10日、有識者会議がまとめた安定的な皇位継承に関わる「皇族数の確保策」として示した「皇統に属する男系男子を養子にする案」について各党による全体会議を開き、このほど議事録を公開しました。

皇室制度連絡調整総括官の山崎重孝内閣官房参与は「（皇族養子案の）制度が基本的に枠組みとして創設された後にいろいろなことが考えられていく」として、皇族の養子となっていたり、方

については、制度が成立した後に意思を確認するべきだとの考えを示しました。その理由の一つに「そ

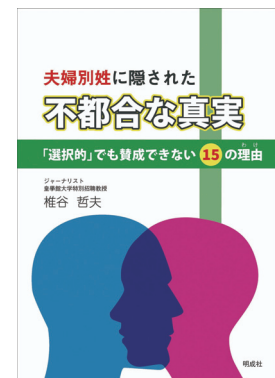
の方のところに、いろいろな方々がマスコミを含めて行って、制度の立案前に、本当にそういうことなのかどうかみたいな話があり得る」と述べました。

また、「私どもが内々見ていると、皇統に属する十一宮家の方々の男子でまだ（対象者で）いらっ

は、自民、公明、維新、国民などが賛成しており、額賀福志郎衆院議長は今国会中に結論を出すとしています。立憲は「選択肢として残る」としながらも慎重な姿勢を見せています。

改訂版発行

「夫婦別姓に隠された不都合な真実」（明成社）の改訂版が3月末に発行されました。「家族別姓」への不安を訴える子どもたちの生の声が載せたほか、経団連などが主張する旧姓の通称使用の「トラブル事例」



の間違いなども指摘。世論調査のデータも新しくなりました。